# １２．事務局規程

第1章　総則

（目的）

第1条　この規定は、麻生商店街振興組合（以下、「本組合」という）の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章　組織

（事務局）

第2条　事務局の職務の分掌は、理事会において定める。

第3章　職制

（職員等）

第3条　事務局に次に掲げる職員を置く。

（１）事務局長

（２）事務員

　　　２　理事長は前項以外の職制を定めることができる。

第4章　職責

（職員の職責）

第4条　事務局長は、理事長、副理事長及び専務理事の名を受けてそれぞれ担当する部の事務を統括する。

　　　２　事務員は事務局長の命を受けてそれぞれの事務に従事する。

（職員の任免および職務の指定）

第5条　職員の任免は、理事長が行う。ただし、重要な職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

　　　２　職員の職務は、理事長が指定する

第5章　事務処理

（文書による処理）

第6条　事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

（事務の決済）

第7条　事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長を経て、専務理事の決裁を受けて実施する。

（緊急を要する事務の決済）

第8条　緊急を要する事務で重要でないものは事務局長の決済によって処理することができる。ただし、この場合においては遅滞なく専務理事の承認を得なければならない。

（代理決済）

第9条　副理事長及び理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、専務理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。

（規程外の対応）

第10条　本規定以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規定」に定める

（細則）

第11条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第12条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規定は、令和　　年　　月　　日より施行する。